

# 全国ろう学校PTA連合会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国ろう学校PTA連合会という。

(組織)

第2条 本会は、各ろう学校（聴覚障害教育を行う特別支援学校）PTAで組織する。

(地区連合会)

第3条 本会に、北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国・四国、九州の8つの地区連合会を置く。

(事務所)

第4条 本会の事務所を 東京都豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル内 に置く。

(目的)

第5条 本会は、聴覚障害教育の振興発展に寄与し、聴覚障害児の幸福を図ることを目的とする。

## 第2章 事業

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各地区のPTA連合会の連絡調整
- (2) 会報・指導誌の発行
- (3) 研究会等の開催および協力
- (4) 聴覚障害教育の振興と福祉増進
- (5) 関係機関への陳情請願
- (6) 教育諸団体との連携
- (7) その他本会の目的を達成するために必要なこと

## 第3章 会員・役員

(会員)

第7条 本会の会員は、各ろう学校のPTAを代表する会長等とする。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 会員の属するPTAが解散、消滅したとき。
- (3) 所属するろう学校でのPTA会長等の役職任期を終えた場合、あるいは辞任した場合は、本会の会員資格を喪失する。なお、第13条第3項の義務を負う。

~~(4) 除名されたとき。~~

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 ~~会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。~~

~~(1) 本規約等に違反したとき。~~

~~(2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。~~

(役員種別及び定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名未満
  - (2) 監事 1名以上3名未満
  - (3) 相談役 若干名
  - (4) 顧問 若干名
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名以上4名以内を副会長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又は事務局職員を兼ねることができない。
- 4 相談役は、全国聾学校校長会会長及び各地区聾学校校長会会長とする。
- 5 顧問は、必要に応じて本会会長経験者、本会事務局長経験者又は地区連合会会長経験者で本会の運営に対し著しい功績のあった者へ委嘱する。
- 6 会長の所属する地区は、もう1名理事を選任する。但し、地区の事情等により会長と理事を兼ねることもできる。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表しその業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本規約の定め及び総会または理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) 本会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは本規約に違反する重大な事実があることを見つけた場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 5 相談役は、本会の活動について助言する。
- 6 顧問は、会長の諮問に答え補佐する。

#### (任期等)

- 第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
  - 4 顧問任期は、会長と同期間とする。

#### (欠員補充)

- 第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、当該役員に対し総会での議決の前にも弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

- 第17条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (事務局及び職員)

- 第18条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長を置く。また、必要な場合は職員を置くことができる。
- 2 事務局長は、会長が推薦する者1名を理事会承認を経て委嘱する。また、職員も会長が任

免する。

- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
- 4 事務局長及び職員の報酬は、理事会で決め、総会に報告し承認を得る。

## 第4章 総会

### (種別)

- 第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

- 第20条 総会は、会員をもって構成する。

### (権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 本規約の変更
  - (2) 解散及び合併
  - ~~(3) 会員の除名~~
  - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び収支決算
  - (6) 役員を選任又は解任、職務
  - (7) 事務局長及び職員の報酬額
  - (8) 分担金の額
  - (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
  - (10) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (11) 解散における残余財産の帰属
  - (12) その他運営に関する重要事項

### (開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回6月または7月に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
    - (3) 第13条第4項第3号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

- 第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも一週間前までに

通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、本規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 会員の表決権は、会員1名につき1個とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールにより、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所  
(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者、電子メールによる表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、本規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 事務局長及び報酬の審議・承認
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。但し、この通知は電子メールをもって代えることができるほか、理事過半数の同意があるときは、この招集手続きを経ずに直ちに開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事の5分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、理事1名につき1個とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールにより、他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電子メールによる表決者にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本規約発効時の財産目録に記載された資産
- (2) 分担金及び寄付金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第38条 本会の資産は、非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、事務局長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 本会の会計は、特定非営利活動法人促進法第27条各号に掲げる原則に準じて行うものとする。

(会計の区分)

第41条 本会の会計は、非営利活動に係わる事業会計とする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、事業年度毎に会長が作成し、理事会の承認を経て、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第49条 本会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第50条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業継続の不能
- (3) 会員の欠亡

(4) 合併

- 2 前項第1号及び第2号の事由により本会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 前項第3号及び第4号の事由による本会の解散は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長により決する。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が解散（合併による解散を除く）したときに残存する財産は、理事会により適法な処分方法を決める。

(合併)

第52条 本会が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

## 第8章 雑則

(細則)

第53条 本規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

## 附則

- 1 規約は、本規約が総会にて承認された日から施行する。
- 2 本会の分担金は、理事会審議を経て通常総会にて決定し、毎年9月に事務局に納入する。

付則

改正 平成28年6月18日

改正 平成29年6月24日

改正 令和2年6月27日